

令和7年度第2回君津市子ども・子育て会議 委員意見

| No. | 役 職 等                           | 委員氏名   | (1) 君津市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について | (2) 君津市こども計画の代用計画策定について |
|-----|---------------------------------|--------|---------------------------------------|-------------------------|
| 1   | 君津市PTA連絡協議会                     | 深野 美佳  | 意見なし                                  | 意見なし                    |
| 2   | 学校法人 君津学園<br>清和大学附属八重原幼稚園 副園長   | 田村 淳也  | 意見なし                                  | 意見なし                    |
| 3   | 君津市立 中保育園 園長                    | 尾崎 真由美 | 意見なし                                  | 意見なし                    |
| 4   | AIAI NURSERY 君津園長               | 篠原 莉菜  | 意見なし                                  | 意見なし                    |
| 5   | 児童発達支援センター<br>きみつ愛児園 園長         | 宮内 清実  | 意見なし                                  | 意見なし                    |
| 6   | 君津市学童保育連絡協議会 会長                 | 福井 美和子 | 意見なし                                  | 意見なし                    |
| 7   | ママの笑顔を考える会<br>代表                | 佐藤 玉子  | 意見あり                                  | 意見あり                    |
| 8   | きみつこどもセンター<br>「はっぴー」(子育て支援センター) | 大沼 幸代  | 意見なし                                  | 意見なし                    |
| 9   | 清和大学短期大学部<br>教授                 | 竹内 直人  | 意見なし                                  | 意見なし                    |
| 10  | 千葉県君津児童相談所<br>所長                | 大川 洋子  | 意見なし                                  | 意見なし                    |
| 11  | 君津市民生委員児童委員協議会 民生委員・児童委員、主任児童委員 | 細川 尚子  | 意見なし                                  | 意見なし                    |
| 12  | 君津商工会議所 事務局<br>長                | 中野 久美子 | 意見なし                                  | 意見なし                    |
| 13  | 連合千葉南総地域協議会 事務局長                | 浦葉 晃平  | 意見なし                                  | 意見なし                    |

## 令和 7 年度第 2 回君津市子ども・子育て会議（書面会議）の 開催結果について

### 議題 1 君津市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について

**意見：**「利用申込みがあった場合、正当な理由がない限り、受け入れを拒んではならない。」ということは、正当な理由があれば拒んでも良いということですか？こども誰でも通園制度となっていますが、例えばどんな事で拒むのでしょうか？

**回答：**施設・事業者は、保護者から正式の利用申し込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならないとされております。

正当な理由とは、

- ・定員を超える申し込みがあった場合
- ・特別な支援が必要な子どもを受け入れる場合
- ・利用料等の滞納が見込まれる場合

など、受け入れた場合に安全の確保や適切な支援の提供が著しく困難となる場合を想定しております。

### 議題 2 君津市こども計画の代用計画策定について

**意見：**見込みとして、一人は月 10 時間利用するとして、現時点で各事業所に受け入れる余裕はあるのでしょうか？ 今、一時預かりも時期によりいっぱいになっているようですが余裕があるのでしょうか？

**回答：**現在、保育園等における通常の保育や一時預かり事業につきましては、年度途中には利用しにくい状況となっておりますが、保育士の配置見直しや保育室の確保など、安全・安心な保育環境を前提とした体制整備を進め、段階的にこども誰でも通園制度の受け入れ枠の拡大を図ってまいります。